

# トラック運転者の 変形労働時間制導入のポイント

— 基本編 —

奈良労働局 労働基準部 監督課



## 今回説明する内容は…

**1** 基本の労働時間について

**2** 割増賃金の計算について

**3** 変形労働時間制の種類

# 1 基本の労働時間について

・労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間をいい、トラック運転手の荷待ち時間やタクシー運転手の客待ち時間も含まれる。

## 原則の労働時間（労働基準法第32条）

- ・休憩時間を除いて**1日8時間、1週間40時間**
- ・ただし、特例措置対象事業場（労働者10人未満の①商業、②映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、③保健衛生業、④接客娯楽業）については、1日8時間、1週間**44時間**が限度となる。



## 休憩（労働基準法第34条）

- ・労働時間が6時間を超える→**45分以上**
  - ・労働時間が8時間を超える→**60分以上**
- を休憩の途中に与える

原則、全労働者に一斉付与する。  
特定の業種※または労使協定の締結により一斉付与の適用除外。

※特定の業種

運輸交通業	商業	金融・広告業	映画・演劇業
通信業	保健衛生業	接客娯楽業	官公署

## 休日（労働基準法第35条）

**原則** 毎週少なくとも1日

**例外** 4週を通じて4日以上

要件

就業規則その他これに準ずるもので  
4週間の起算日を明らかにする



じゃあ、8時間を超えて残業したり、  
休日出勤を命じられるのは法律違反？

事前に届け出をすることで、時間外または休日に労働させることができます。

## 時間外及び休日の労働（労働基準法第36条）

### ・時間外労働・休日労働に関する労使協定

労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者と書面による時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署に届け出する必要がある。（36協定）

・時間外労働・休日労働を行わせる場合には、締結した36協定の範囲内とする。

## 時間外労働及び休日労働の上限について

**原則** **月45時間・年360時間**（※時間外労働のみ）

（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）

**例外** 臨時的な特別な事情があって、労使が合意する場合

→ 原則の限度時間を超えることができる。その場合でも

- ・ 時間外労働が**年720時間以内**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて**1月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月が限度**としなければならない。

自動車運転の業務については、令和6年3月31日までこの上限規制の適用が猶予されています。

## 令和6年4月1日以降の自動車運転の業務に適用する上限規制

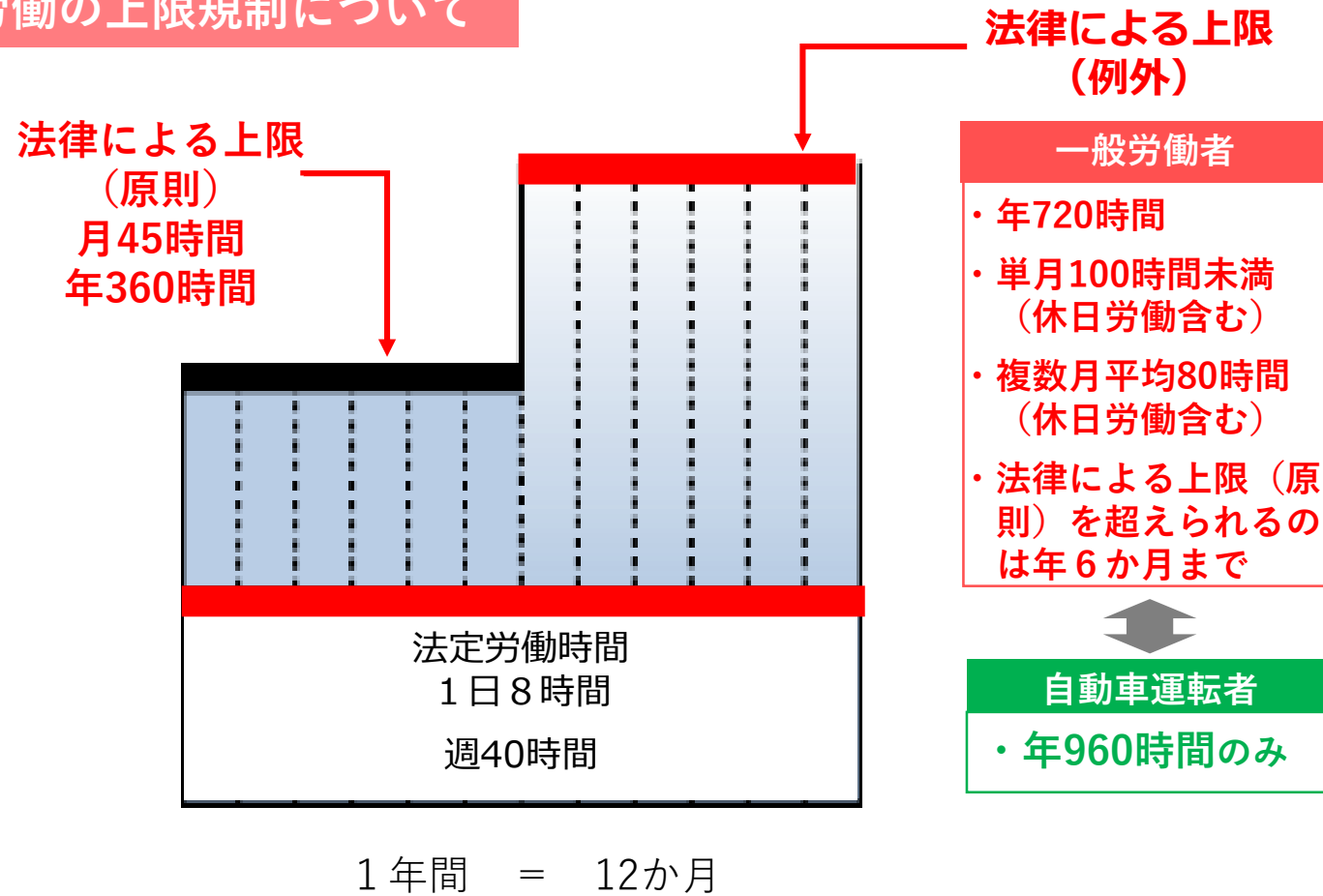
### 時間外及び休日の労働（労働基準法第36条）

- ・ 特別条項付き協定を締結する場合の時間外労働の上限は年960時間（休日労働を含まない）。
- ・ 時間外・休日労働について「月100時間未満かつ2～6か月平均80時間以内」の規制が適用されない。
- ・ 「時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで」の規制が適用されない。

**目安は、月80時間**



# 自動車運転者の時間外労働の上限規制について



## 【1ヶ月あたりの法定労働時間と休憩時間について】

1年間の法定労働時間：40時間×52週＝2,080時間、1年間の休憩時間：1時間×5日×52週＝260時間

(2,080時間+260時間)÷12ヶ月＝195時間 (休憩時間含む)

※ この計算は、事業場ごとの所定労働時間や休憩時間の違いや、月の日数の違いを考慮していないため、あくまでも「目安」である。



# 自動車運転以外の業務（特別条項）

時間外労働 に関する協定届（特別条項）  
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
ボーナス商戦に伴う業務の繁忙	荷役作業員	4人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	3.5%	550時間	670時間	3.5%
車両のトラブルへの対応	自動車整備士	4人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	3.5%	500時間	620時間	3.5%
予算、決算業務	経理事務員	4人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	3.5%	450時間	570時間	3.5%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ※3 ①、③、⑩	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 ○年 ○月 ○日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 ○○課 ○○係 ○○  
氏名 ○ ○ ○ ○ [ 又は ○○運輸労働組合 ]

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙） ※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。   
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要

○年 ○月 ○日

使用者 職名 代表取締役  
氏名 ○ ○ ○ ○

○ ○ 労働基準監督署長殿

# 自動車運転の業務

時間外労働  
休日労働 に関する協定届

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業		〇〇運輸株式会社 〇〇支店		〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間数		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者	別添協定書記載	1週40時間	別添協定書記載のとおり		〇年4月1日から
			のとおり	1日8時間			〇年3月31日まで
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	同上	自動車運転者	同上	1週40時間	同上		同上
				1日8時間			
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期間
別添協定書記載のとおり		自動車運転者	別添協定書記載	毎週2日	別添協定書記載のとおり		〇年4月1日から
			のとおり	国民の休日			〇年3月31日まで

協定の成立年月日 〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 〇〇課 〇〇係 〇〇  
氏名 〇〇〇〇 (又は 〇〇運輸労働組合)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要

〇年〇月〇日

〇〇 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役  
氏名 〇〇〇〇

時間外労働及び休日労働に関する協定書(例)

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

〇〇運輸株式会社代表取締役〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇運輸労働組合執行委員長〇〇〇(〇〇運輸株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	36	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	○年4月1日から ○年3月31日まで
	荷役作業員	6	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	
	自動車整備士	6		
毎月の精算事務のため	経理事務員	6		○年4月1日から ○年3月31日まで

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			期 間	
				1日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に對処するため ・一時的な道路事情の変化等によつて到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に對処するため 毎月の精算事務のため	自動車運転者	20	5	24	50	450	○年4月1日から ○年3月31日まで
		荷役作業員	2	4		45	360	
		自動車整備士	2	4		45	360	
		経理事務員	2	4		45	300	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に對処するため ・一時的な道路事情の変化等によつて到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に對処するため 毎月の精算事務のため	自動車運転者	10	5	24	48	400	○年4月1日から ○年3月31日まで
		荷役作業員	2	3		42	320	
		自動車整備士	2	3		42	320	
		経理事務員	2	3		40	280	

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、前2条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。(※1)

第5条 第2条又は第3条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準告示に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも○年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日までとする。

○年○月○日

〇〇運輸労働組合  
執行委員長 〇〇〇〇 印  
〔 〇〇運輸株式会社  
労働者代表 〇〇〇〇 印 〕  
〇〇運輸株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。)に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

※1 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」による労働基準法改正による追加記載事項。

## 2

# 割増賃金の計算について

## 時間外、休日および深夜の割増賃金（労働基準法第37条）

時間外・法定休日および深夜労働は、割増賃金を支払わなければならない。

◎時間外・法定休日・深夜の労働に対する割増賃金率

法定時間外労働	25%以上
月60時間を超える法定時間外労働（令和5年4月から）	50%以上
法定休日労働	35%以上
深夜労働（午後10時～午前5時）	25%以上

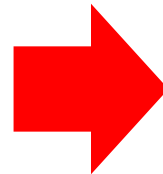


36協定を届け出ている時間外・休日の労働が認められていても、割増賃金の支払いは必要です。

# 月60時間を超える法定時間外労働

【現在】

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>25%</b>



【改正後】 令和5年4月1日施行

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間〕 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	<b>50%</b>

※**中小事業主の範囲**

①資本金の額または出資の総額

小売業	5,000万円以下
サービス業 (例：情報通信業、病院、 不動産業、宿泊業等)	
卸売業	1億円以下
上記以外 (例：製造業、建設業、 運輸業等)	3億円以下

または

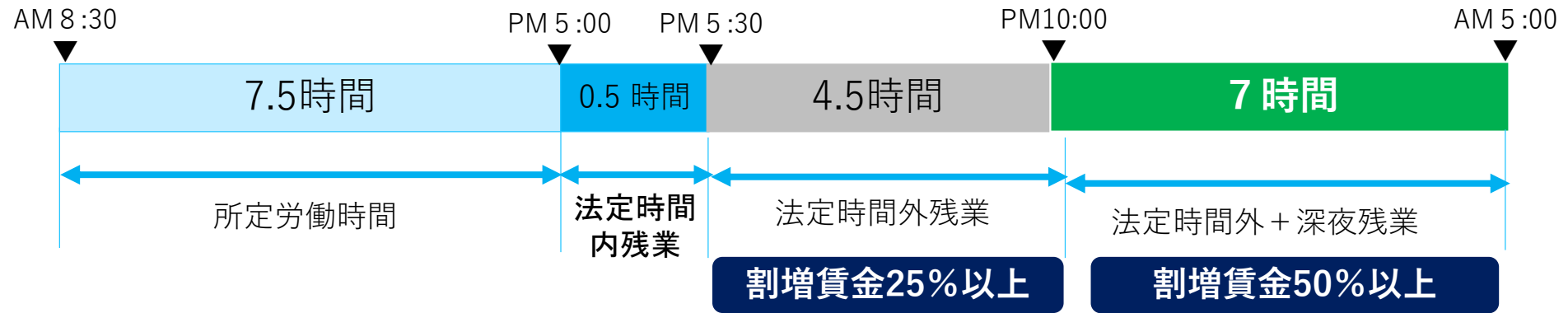
②常時使用する労働者数

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	
上記以外	300人以下

## 時間外（法定外休日）労働の割増賃金率

例) 所定労働時間が午前8時30分から午後5時（休憩1時間）までの場合

PM 5:00～PM 5:30 → 1時間当たりの賃金 × 1.00 × 0.5時間	法定時間内残業 法定時間外残業 法定時間外 + 深夜残業
PM 5:30～PM10:00 → 1時間当たりの賃金 × 1.25 × 4.5時間	
PM10:00～AM 5:00 → 1時間当たりの賃金 × 1.50 (1.25 + 0.25) × 7時間	



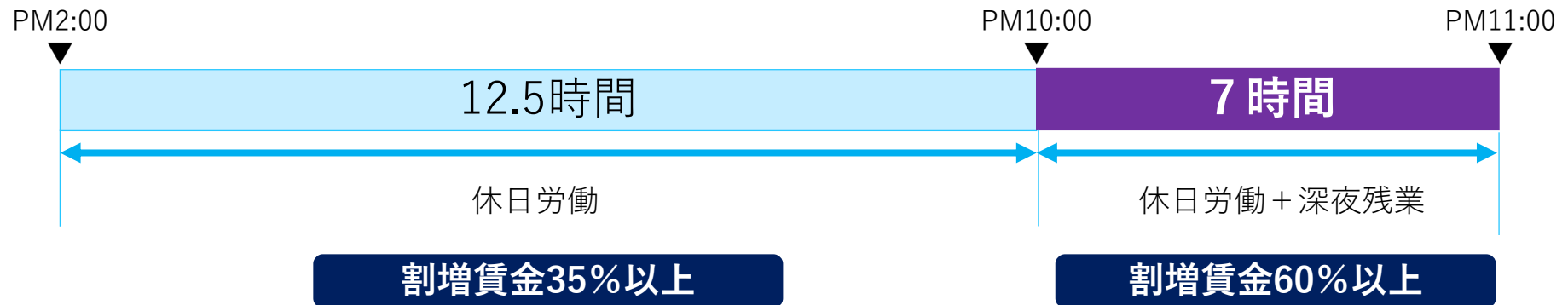


## 法定休日労働の割増賃金率

例) 法定休日に午後2時から午後11時（休憩1時間）まで労働させた場合

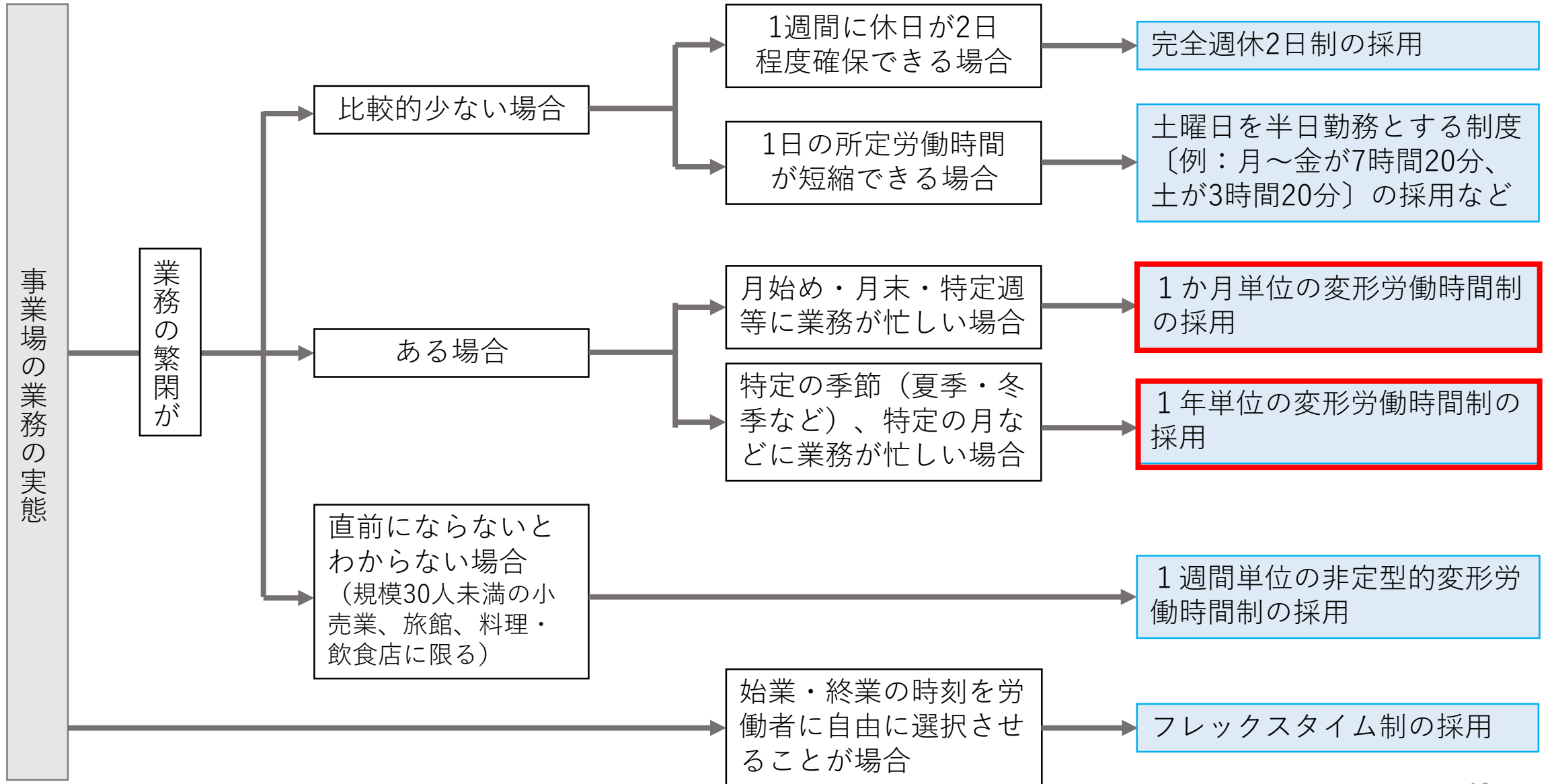
PM 2:00～PM10:00→ 1時間当たりの賃金×1.35×7時間  
PM10:00～PM11:00→ 1時間当たりの賃金×1.60（1.35+0.25）×1時間

法定休日労働  
法定休日労働+深夜残業



### 3

## 変形労働時間制の種類



ご視聴ありがとうございました